

# Weekly Report

第572号  
令和2年10月5日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 10月から始まる主な制度等（税税以外）

◎**地域別最低賃金の改定**……令和2年度の地域別最低賃金について、据置きの7都道府県（北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、山口）を除く40県は1～3円の引上げとなります。

◎**中小企業成長促進法の施行**……中小企業の廃業を防ぎ、積極的に事業展開を行う環境を整備するため、事業継承時における経営者保証の解除支援や海外展開支援、計画制度の整理などを講じるもので、事業継承に併せて保証債務を借り換える場合に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「経営継承借換関連保証（既存の保証枠とは別枠で最大2.8億円）」の創設などが実施されます。

◎**著作権法の改正**……ネット上で違法にアップロードされた著作物へのリンク情報等を集約したり一斉サイト・アプリの規制や、写り込みによる著作物の権利制限規定の対象範囲拡大などが実施されます。

◎**「G.O. トラベル」の全面開始**……東京発着の旅行が対象となるとともに、旅行代金の15%相当額の地域共通クーポン付与（旅行中に旅行先と隣接都道府県の取扱店で使用可能）が開始され

ます。

◎**「G.O. イート」の開始**……オンライン飲食予約サイト経由で参加飲食店に予約・来店した場合のポイント付与（昼食は500円分、夕食は千円分）が開始されます。また、各地域単位で発行されるプレミアム付食事券（購入額の25%上乘せ）は販売時期や購入方法などが地域ごとに異なりますが、今月から順次開始されます。

◎**その他**……\*自己都合の離職による雇用保険の給付制限期間の短縮、\*建築業法等の改正、\*ロタウイルスワクチンの定期接種化、\*入国制限緩和など。

## 令和元年分の平均給与は436万円に減少

国税庁が公表した「令和元年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者は5255万人（前年比4.6%増）で、その平均給与は436万円（同1.0%減）となり、7年ぶりに減少しました。

1年間勤務した給与所得者数と平均給与を男女別でみると、男性は3032万人・540万円、女性は2223万人・296万円となっています。また、正規・非正規別でみると、正規は3486万人・503万円、非正規は1215万人・175万円でした。

なお、源泉徴収により所得税を納税した4460万人の税額は10兆7737億円で、給与総額に占める税額の割合は5.04%となっています。

## 緊急小口・総合支援資金も今年末まで延長

新型コロナの影響に伴い実施されている雇用調整助成金の特例措置等が本年12月末まで延長されることになりましたが、休業等による収入の減少などで生活資金の貸付を必要とする世帯を対象に実施されている緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付についても本年12月末まで延長となっています。

なお、特例貸付の申込は市区町村の社会福祉協議会で受付けています（全国の労働金庫及び日本郵便での受付は9月30日で終了）。